

今後の審議の基本的な方向性について（案）

法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成制度については、政府における検討が継続中であることから、第8期法科大学院特別委員会では、以下のように、政府の法曹養成制度改革顧問会議等の検討状況に応じて中教審でも検討が求められる事項に加え、組織見直しの促進や教育の質の向上をはじめ引き続き検討が必要な事項等について検討し、法科大学院教育の改善・充実に向けた専門的な調査審議を行うことが望ましいと考えられる。

- 政府の法曹人口調査の結果を踏まえ、法曹養成制度の安定化に向けて、法科大学院全体として目指すべき入学定員の規模の在り方など、組織見直しの促進について引き続き検討を行う。
- 政府の法曹養成制度改革顧問会議等において、課題が深刻で改善の見込みがない法科大学院について組織見直しを促進するため必要な法的措置の在り方など、改革に関する検討や提言がなされた場合、それを踏まえた法科大学院の更なる改革について検討を行う。
- 法科大学院における教育環境の充実につながるような設置基準等の在り方など、法科大学院教育の質の向上について引き続き検討を行う。
- 地方在住者や社会人による法科大学院へのアクセスの確保や、法曹養成に必要な時間的負担を軽減する方策など、法科大学院の学習環境の整備について引き続き検討を行う。
- 第7期中に取りまとめた提言に基づき、今後、文部科学省が取り組む法科大学院改革の進捗状況の把握及びその効果の検証等を行う。